

「補修型みなし応急仮設住宅」に係る補修費（入居時修繕負担金） 支援について

熊本県では、平成28年熊本地震により損害を受けた民間賃貸住宅を補修の上、みなし応急仮設住宅（補修型みなし応急仮設住宅）として提供して頂く際に、補修費（入居時修繕負担金）の支援を行っています。

1 補修費支援の対象要件

- (1) 平成28年熊本地震発生以降に、補修・入居が行われる物件であること。
- (2) 建物の構造の安全性が確認されていること。
(注) 確認が終わっていない物件については、家主、不動産事業者等により、1級建築士、2級建築士、木造建築士又は応急危険度判定士を手配され、構造安全性の確認をお願いいたします。
構造安全性の確認方法については、熊本県ホームページを参照ください。
http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_15836.html
参考資料「補修型みなし仮設に係る構造安全性のチェックについて」
- (3) 県による借上げに至った物件であること。
(注) 借上げには、入居者の要件（全壊・大規模半壊等の被災者であること）のほか、家賃の要件（4名以下の世帯は原則月額6万円以下等）などがあります。
詳細は、下記の熊本県ホームページを参照ください。
⇒民間賃貸住宅借上げ制度（みなし応急仮設住宅）について
http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_15583.html

2 支援の対象となる補修工事

- 対象となる補修工事の範囲は、**地震の被害と直接関係あるもので**、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所とします。
- 応急修理にかかる工事の例としては、次のようなものが挙げられます。
 - ・壊れた床の補修
 - ・壊れた外壁の補修
 - ・壊れた屋根の補修
 - ・壊れた戸、窓の補修
 - ・壊れた内壁、天井の補修
 - ・壊れた階段の補修
 - ・壊れた給排気設備の取替
 - ・上下水道配管の水漏れ部分の補修
 - ・電気、ガス、電話等の配管の配線の補修
 - ・壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替
 - ・その他（温水器やエアコン等）
- 1戸あたり57万6千円を限度とします。

3 補修工事に係る提出書類や提出時期等

(1) 補修工事完了後に提出する書類

工事発注者（貸主又は賃貸住宅管理者等）は、上記1の要件を満たすことを確認した上で、熊本県借上げ住宅賃貸借契約書（定期建物賃貸借契約）の提出に併せて、下記書類を持参又は郵便書留により提出してください。（事情によりやむをえない場合は、平成28年12月13日までに提出してください。）

なお、下記の書類のうち、（※様式あり）と記載されたのものについては、熊本県ホームページ「民間賃貸住宅を「みなし応急仮設住宅」として提供する場合の補修費支援等について」（https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_15836.html）よりダウンロードしてください。

【提出書類】

- ・補修工事完了報告書（※様式あり）
- ・誓約書（※様式あり）
- ・入居時修繕負担金の内訳（※様式あり）

【添付書類】

- ・工事写真（補修前・後）（※様式あり）
- ・状況報告書（※様式あり（住戸内工事用、共用部工事用））
- ・補修工事費の支払いを証する書類（送金伝票や領収書等の写し）
- ・工事費の内訳がわかるもの
- ・構造安全性が確認されたことを示す書類（※様式あり）
（平成28年5月31日までに候補物件リストに登録され、保険法人検査員による調査で構造安全が「確認済み」の場合は不要）

(2) 県の審査後に提出する書類

補修工事完了報告書等の審査後、「入居時修繕負担金の支払に関する契約書」（※様式あり）を送付しますので、必要事項を記入・押印の上、持参又は郵便書留により提出してください。

4 提出先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺 6-18-1 （熊本県庁行政棟本館 1 階 101 会議室）

熊本県健康福祉部健康福祉政策課すまい対策室

電話：096-333-2818（直通） FAX：096-384-3160

5 補修費の支払い時期

入居時修繕負担金の支払に関する契約を締結した日の属する月の翌月末まで